政　令

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十二号

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令

内閣は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市とする。

附　則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

厚生労働大臣　上野賢一郎

省　令

○農林水産省令第七十三号

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行に伴い、物資の流通の効率化に関する法律第四条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十三日

農林水産大臣　武部　新

物資の流通の効率化に関する法律第四条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令

物資の流通の効率化に関する法律第四条第十八号ロの法人を定める省令（平成十七年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四条第十八号ロ」を「第四条第六号ロ」に改める。

附　則

この省令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

法規的告示

○国税庁告示第二十五号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十三日

国税庁長官　青木　孝徳

次の表により改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
事務所	所在地		事務所	所在地	
（略）	（略）		（略）	（略）	
岡崎税務署	愛知県岡崎市羽根二丁目2番地1岡崎合同庁舎		岡崎税務署	愛知県岡崎市羽根町字北乾地50－1岡崎合同庁舎	
（略）	（略）		（略）	（略）	

その他告示

○復興庁告示第八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年八月三十一日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十二号）に係る指定金融機関を令和八年十月七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年十月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年八月三十一日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十二号）に係る指定金融機関を令和八年十月七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年十月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年八月三十一日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十二号）に係る指定金融機関を令和八年十月七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年十月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社福島銀行

二　住所　福島市万世町二番五号

○外務省告示第三百二十号

令和八年九月二十八日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　三億五千八百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　平田健治在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　コングラトバイ・シャリポフ高等教育・科学・イノベーション大臣

令和八年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充